

船舶インシデント調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	安全阻害
発生日時	平成29年11月3日 09時40分ごろ
発生場所	宮城県石巻市白銀 ^{しろかね} 埼南方沖 白銀埼灯台から真方位180° 1,400m付近 (概位 北緯38°28.6′ 東経141°32.1′)
インシデントの概要	小型兼用船第三 ^{いなり} 稲荷丸は、魚釣りをして漂流中、舷外に落水した船長が第三 ^ほ 稲荷丸に這い上がることができず、安全が阻害された。
インシデント調査の経過	平成29年11月7日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	小型兼用船 第三 ^{いなり} 稲荷丸、0.4トン MG3-50556（漁船登録番号）、個人所有 第210-38576号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、白銀埼南方沖において魚釣りをして漂流していた。</p> <p>船長は、船尾部から船首部に向かって歩いていたところ、足を滑らせて左舷舷外に落水した。</p> <p>船長は、すぐに左舷舷縁^{つか}に掴まって自身の胸の下あたりまで海水に浸^ひかり、腰部を痛めていたので本船に這い上がることができず、胸ポケットに入れていた携帯電話が濡れずに使用できたので118番通報し、海上保安庁からの救助要請を受けて来援したプレジャーボート等に救助された。</p> <p>本船は、船長が操船し、石巻市雄勝^{おがつ}港立浜地区に帰港した。</p> <p>本船は、本インシデント当時、甲板上が海水で濡れていた。</p> <p>本船は、左舷舷縁の高さが甲板から約50cmであった。</p> <p>船長は、普段着を多めに着込み、ゴム長靴、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、白銀埼南方沖で魚釣りをして漂流中、船長が、海水で濡れた甲板上で足を滑らせて舷外に落水した際、すぐに舷縁に掴まったものの、這い上がることができなかったことから、安全が阻害されたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が白銀埼南方沖で魚釣りをして漂流中、船

	<p>長が、海水で濡れた甲板上で足を滑らせて舷外に落水した際、すぐに舷縁に掴まったものの、這い上がるができなかったため、発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 単独で漂泊して魚釣りをする際は、落水したときに船に上がれるように着脱式の梯子^{はしご}を備え、魚釣りを開始する前等に舷縁に掛けておくことが望ましい。・ 緊急時の連絡手段を確保するため、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行しておくことが望ましい。